

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月27日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	滋賀県	執行機関名 草津市長
3. 市区町村名	草津市	
4. 届出番号	36	
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者(児)	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年11月16日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	26	
10. 保護評価書の名称	医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?searchn=1&hl_no=&kk_name=%E8%8D%89%E6%B4%A5%E5%B8%82&ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B	
12. 委任関係		▼

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	草津市医療費特別助成条例(昭和53年草津市条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者(児))
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第10の項 草津市医療費特別助成条例(昭和53年草津市条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者(児))
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	草津市医療費特別助成条例(昭和53年条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日	この条例は、乳幼児、小中学生および高校生等、(心身障害者(児))、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の(保健の向上)と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市医療費特別助成条例(昭和53年条例第33号) 草津市医療費特別助成条例施行規則(昭和53年規則第44号)